



○ 議案第105号～議案第113号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員9名の任期が来る令和5年12月31日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、次のとおり推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

- |           |                  |  |
|-----------|------------------|--|
| 【議案第105号】 | 熊谷庄治<br>(再推薦)    | 大仙市高関上郷字西中谷地76番地3<br>昭和26年3月19日生(満72歳) |
| 【議案第106号】 | 佐藤良幸<br>(再推薦)    | 大仙市神宮寺字蒲133番地<br>昭和24年1月24日生(満74歳)     |
| 【議案第107号】 | 佐々木郁子<br>(再推薦)   | 大仙市下鶯野字羽場32番地<br>昭和38年5月13日生(満60歳)     |
| 【議案第108号】 | 伊藤泰子<br>(再推薦)    | 大仙市協和上淀川字上淀川24番地<br>昭和28年10月18日生(満69歳) |
| 【議案第109号】 | 佐渡敏夫<br>(再推薦)    | 大仙市南外字薬師堂100番地<br>昭和32年3月23日生(満66歳)    |
| 【議案第110号】 | 高橋公美子<br>(新規推薦)  | 大仙市神宮寺字神宮寺306番地<br>昭和32年4月22日生(満66歳)   |
| 【議案第111号】 | 佐々木裕美子<br>(新規推薦) | 大仙市土川字弥八沢1番地<br>昭和34年1月7日生(満64歳)       |
| 【議案第112号】 | 今野天美<br>(新規推薦)   | 大仙市協和峰吉川字半仙63番地71<br>昭和35年6月10日生(満63歳) |
| 【議案第113号】 | 佐藤英敏<br>(新規推薦)   | 大仙市協和小種字鏡台152番地2<br>昭和30年8月10日生(満68歳)  |

任期：令和6年1月1日から令和8年12月31日まで(3年)

○ 議案第114号 企業団地整備造成工事（第2期）請負契約の締結について

※ 次のとおり請負契約を締結することについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的 企業団地整備造成工事（第2期）請負契約
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約金額 446,600,000円
- 4 契約の相手方 大仙市大曲西根字嶋村60番地  
秋田振興・高吉・興栄特定建設工事共同企業体
- 5 工期 契約を締結した日の翌日から令和6年11月1日まで
- 6 工事概要
  - (1) 敷地造成工
    - ① 土取場掘削  $V=67,600\text{m}^3$
    - ② 造成盛土  $V=77,700\text{m}^3$
    - ③ 補助幹線道路  $W=8.5\text{m}$   $L=307.47\text{m}$
    - ④ 交差点改良 1箇所
  - (2) 農業用パイプライン布設工
    - ① 農業用パイプライン布設  $L=92.42\text{m}$
    - ② 農業用パイプライン移設  $L=198.44\text{m}$
  - (3) 耐震性貯水槽設置 防火水槽（ $40\text{m}^3$ ）1式

○ 議案第115号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第6号）

補 正 額 6,502 千円  
 補正後の予算総額 46,241,269 千円

【歳 出】

（単位：千円）

所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
健康福祉部	1. 法人立保育所補助金	34,071	10,923	18,200		4,948	おおたわんぱくランド統合に係る施設改修及びすくすくだけっこ園プール設置工事に係る補助金の補正
	2. 生活保護事務費	2,506	1,252			1,254	生活保護基準見直し等に係るシステム改修経費の補正
農林部	3. 公有林整備事業費	△ 56,259			△ 56,259 <small>(立竹木売却収入54,159千円) (市有林保育事業費補助金2,100千円)</small>		R5年度に予定していた市有林整備事業の見直しによる減額補正
	4. 市有林資源量調査事業費	2,904				2,904	市有林の主伐・再造林等の計画策定に係る資源量調査経費の補正
観光文化スポーツ部	5. 嶽の湯温泉管理費	1,135				1,135	嶽の湯の照明LED化に係る実施設計委託料の補正
	6. 市所有温泉施設管理費	816				816	柵の湯のろ過装置改修に係る実施設計委託料の補正
	7. 道の駅協和管理費	7,381	7,381				道の駅協和の照明LED化に係る改修経費の補正
	8. その他体育施設管理費	13,948	13,948				嶽ドームの照明LED化に係る改修工事費の補正
財源振替	職員人件費				△ 12,807 <small>(立竹木売却収入)</small>	12,807	
合 計		6,502	33,504	18,200	△ 69,066	23,864	

○ 議案第116号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）により、事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に関する制度が創設されたことに伴い、新たな手数料区分を設けるものであります。

- 1 事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に関する審査に係る手数料（7,400円）を規定します。（別表関係）
- 2 施行期日 改正法の施行の日

○ 議案第117号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

※ 四ツ屋公民館の改築に伴い、新たな施設の利用区分及び使用料の額を規定するとともに、四ツ屋多目的集会センター（旧四ツ屋公民館）を廃止するものであります。

- 1 新たな施設の利用区分及び使用料の額（別表第2関係）

利用区分	9時-12時	12時-17時	17時-21時	9時-21時	冷暖房使用 1時間につき
多目的研修室	750円	1,000円	1,000円	2,750円	300円
第1研修室	300円	400円	400円	1,100円	100円
第2研修室	300円	400円	400円	1,100円	100円
小会議室	300円	400円	400円	1,100円	100円
調理実習室	300円	400円	400円	1,100円	100円

- 2 施行期日 令和5年10月1日
- 3 大仙市四ツ屋多目的集会センター条例（平成17年大仙市条例第103号）の廃止（附則第2項関係）

○ 議案第118号 大仙市営大曲スキー場条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 市が設置する3つのスキー場について、物件費や維持管理費の増加などを踏まえ、スキーリフトの料金を改定するものであります。

1 大仙市営大曲スキー場条例の一部改正【第1条の規定】

スキーリフトの料金を次のように見直します。(別表関係)

区分	利用者区分	運賃	
		改正後	改正前
1回券	中学生以上60歳未満の者	200円	180円
	小学生以下及び60歳以上の者	140円	120円
11回券	中学生以上60歳未満の者	2,000円	1,800円
	小学生以下及び60歳以上の者	1,400円	1,200円
半日券	中学生以上60歳未満の者	1,800円	1,550円
	小学生以下及び60歳以上の者	1,300円	1,050円
1日券	中学生以上60歳未満の者	2,800円	2,500円
	小学生以下及び60歳以上の者	1,900円	1,650円
ナイター券	中学生以上60歳未満の者	1,800円	1,550円
	小学生以下及び60歳以上の者	1,000円	840円
ナイターシーズン券	中学生以上60歳未満の者	17,000円	16,000円
	小学生以下及び60歳以上の者	9,000円	8,400円
シーズン券	中学生以上60歳未満の者	26,000円	25,000円
	小学生以下及び60歳以上の者	18,000円	17,500円

2 大仙市営協和スキー場条例の一部改正【第2条の規定】

スキーリフトの利用者区分及び料金を次のように見直します。(別表関係)

区分	改正後		改正前	
	利用者区分	使用料の額	利用者区分	使用料の額
1回券	中学生以上60歳未満の者	350円	中学生以上満60歳未満の者	300円
	小学生以下及び60歳以上の者	220円	小学生以下・満60歳以上の者	200円
11回券	中学生以上60歳未満の者	2,800円	中学生以上満60歳未満の者	2,500円
	小学生以下及び60歳以上の者	2,000円	小学生以下・満60歳以上の者	1,700円
5時間券	中学生以上60歳未満の者	3,000円	中学生以上満60歳未満の者	2,700円
	小学生以下及び60歳以上の者	2,300円	小学生以下・満60歳以上の者	2,000円

1日券	中学生以上60歳未満の者	3,300円	中学生以上の者	3,000円
	小学生以下及び60歳以上の者	2,200円	小学生以下	2,000円
ナイター券	中学生以上60歳未満の者	2,700円	中学生以上の者	2,500円
	小学生以下及び60歳以上の者	1,900円	小学生以下	1,700円
シーズン券	中学生以上60歳未満の者	26,000円	高校生以上満60歳未満の者	25,000円
			中学生	20,000円
	小学生以下及び60歳以上の者	19,000円	小学生以下	18,000円
			満60歳以上の者	18,000円

3 大仙市営太田スキー場条例の一部改正【第3条の規定】

スキーリフトの料金を次のように見直します。(別表関係)

区分	利用者区分	使用料の額		備考
		改正後	改正前	
1回券	中学生以上60歳未満の者	350円	300円	日中・ナイター共通
	小学生以下及び60歳以上の者	220円	200円	
11回券	中学生以上60歳未満の者	2,800円	2,500円	日中・ナイター共通
	小学生以下及び60歳以上の者	2,000円	1,700円	
1日券	中学生以上60歳未満の者	3,300円	3,000円	日中のみ
	小学生以下及び60歳以上の者	2,200円	2,000円	
4時間券	中学生以上60歳未満の者	2,500円	2,200円	日中のみ
	小学生以下及び60歳以上の者	1,700円	1,500円	
午後・ナイター券	中学生以上60歳未満の者	3,300円	3,000円	
	小学生以下及び60歳以上の者	2,200円	2,000円	
ナイター2時間券	中学生以上60歳未満の者	2,200円	2,000円	
	小学生以下及び60歳以上の者	1,400円	1,200円	
ナイター券	中学生以上60歳未満の者	2,800円	2,500円	
	小学生以下及び60歳以上の者	2,000円	1,700円	
シーズン券	中学生以上60歳未満の者	31,000円	30,000円	日中・ナイター共通
	小学生以下及び60歳以上の者	21,000円	20,000円	
ナイターシーズン券	中学生以上60歳未満の者	17,000円	16,000円	
	小学生以下及び60歳以上の者	11,000円	10,000円	

4 施行期日 公布の日

○ 議案第119号 字の区域の変更について

※ 中仙地域の大神成地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があり、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

1 経緯

平成27年9月 事業採択  
平成28年5月 面工事着工  
平成31年3月 面工事完了  
令和 5年6月 字界変更事前協議

2 事業主体 秋田県

3 換地処分 令和6年2月（予定）

4 工事概要

事業量	区画整理工88.6ha
事業費	17億5,400万円（見込み）
負担割合	国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%
受益者戸数	82戸

○ 議案第120号 字の区域の変更について

※ 太田地域の斉内地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があり、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

1 経緯

平成27年9月 事業採択  
平成28年5月 面工事着工  
令和 2年3月 面工事完了  
令和 5年6月 字界変更事前協議

2 事業主体 秋田県

3 換地処分 令和6年2月（予定）

4 工事概要

事業量	区画整理工290.2ha
事業費	43億8,400万円（見込み）
負担割合	国55% 県27.5% 市10% 受益者負担7.5%
受益者戸数	228戸

○ 議案第121号 令和4年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

※ 令和4年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金602,246,405円を  
資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の  
議決を求めるものであります。

(資本金残高)

令和4年度末資本金残高	3,512,092,461円
処分後資本金残高	4,114,338,866円



○ 議案第123号 令和5年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第1号）

※ 分収契約に基づく立木売払い収入に伴う配分金及び積立金の補正

補 正 額	9,685 千円
補正後の予算総額	11,628 千円

---

○ 議案第124号 令和5年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）

※ 分収契約に基づく立木売払い等の収入に伴う配分金及び積立金の補正

補 正 額	2,479 千円
補正後の予算総額	5,932 千円

---

令和4年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

(単位：円)

会 計 名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	
議案第125号	一般会計	50,052,764,151	47,784,053,770	2,268,710,381	
特 別 会 計	議案第126号	国民健康保険事業特別会計	8,541,912,930	8,194,229,139	347,683,791
	議案第127号	後期高齢者医療特別会計	1,030,814,532	1,028,784,569	2,029,963
	議案第128号	学校給食事業特別会計	1,276,630,731	1,276,546,258	84,473
	議案第129号	奨学資金特別会計	37,973,335	24,075,462	13,897,873
	議案第130号	企業団地整備事業特別会計	199,333,793	199,333,793	0
	議案第131号	スキー場事業特別会計	58,017,885	58,017,885	0
	議案第132号	太陽光発電事業特別会計	154,199,388	131,805,321	22,394,067
	議案第133号	小水力発電事業特別会計	942,168	942,168	0
	議案第134号	内小友財産区特別会計	5,377,511	160,998	5,216,513
	議案第135号	大川西根財産区特別会計	480,944	155,567	325,377
	議案第136号	荒川財産区特別会計	1,623,850	681,688	942,162
	議案第137号	峰吉川財産区特別会計	1,222,342	302,682	919,660
	議案第138号	船岡財産区特別会計	1,665,008	1,010,973	654,035
	議案第139号	淀川財産区特別会計	3,335,313	1,723,956	1,611,357
小 計		11,313,529,730	10,917,770,459	395,759,271	
合 計		61,366,293,881	58,701,824,229	2,664,469,652	

○ 議案第140号 令和4年度市立大曲病院事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	900,495,393 円
事業費用	876,391,079 円
差引額	24,104,314 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	283,765,000 円
資本的支出	346,017,539 円
差引額	△ 62,252,539 円

※ 不足額については、減債積立金25,000,000円、建設改良積立金13,000,000円、過年度分損益勘定留保資金24,252,539円で補てんした。

○ 議案第141号 令和4年度大仙市上水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	887,889,961 円
事業費用	735,408,834 円
差引額	152,481,127 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	5,851,925 円
資本的支出	376,989,268 円
差引額	△ 371,137,343 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,291,111円、減債積立金100,000,000円、過年度分損益勘定留保資金252,846,232円で補てんした。

○ 議案第142号 令和4年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	1,264,677,789 円
事業費用	1,071,852,849 円
差引額	192,824,940 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	654,479,931 円
資本的支出	1,033,287,655 円
差引額	△ 378,807,724 円

※ 不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,524,662円、減債積立金170,000,000円、当年度分損益勘定留保資金182,283,062円で補てんした。

○ 議案第143号 令和4年度大仙市下水道事業会計決算の認定について

(収益的収入及び支出)	
事業収益	3,440,433,957 円
事業費用	2,813,085,700 円
差引額	627,348,257 円

(資本的収入及び支出)	
資本的収入	1,616,580,404 円
資本的支出	2,464,934,425 円
差引額	△ 848,354,021 円

※ 不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,558,251円、過年度分損益勘定留保資金315,040,324円、当年度分損益勘定留保資金510,755,446円で補てんした。